大阪市建設局所管都市公園内
清涼飲料水自動販売機
（浪速区内）
設置事業者募集要項

令和８年 11 月

大阪市建設局大阪城公園事務所

目　　次

ページ

１　公募物件の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　応募資格要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

３　公募条件等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

４　質疑書の提出及び回答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

５　応募申込手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

６　価格提案書の提出及び審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

７　募集の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

［様式集］
　応募申込書　（様式第１号）
　誓約書　　（様式第２号）
　価格提案書　（様式第３号）
　委任状　　（様式第４号）
　質疑書　　（様式第５号）

大阪市建設局所管都市公園内清涼飲料水自動販売機（浪速区内）
設置事業者募集要項

大阪市建設局（以下「本市」といいます。）が実施する公園内清涼飲料水自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」といいます。）の募集に参加される方は、本募集要項及び別添の様式集等をよくお読みいただき、次の各事項をご承知のうえ、お申込みください。

１　公募物件の概要

（１）指定公園※

都市公園名称	最大 許可面積	最大 設置台数	最低使用料 （年額・非課税）
鷗町公園	1台あたり1㎡	2台	1㎡あたり 9,030円
立葉町公園		1台	
恵美公園		2台	

各公園詳細については別表を参照してください。
公園内の設置箇所については別図を参照してください。
※指定公園とは、必ず自動販売機を設置しなければならない公園です。
恵美公園では、現在、公園整備に伴う改修工事を行っています。設置時期及び公園使用料については協議のうえ決定します。なお、改修工事の完了は、令和９年３月末を予定しています。

（２）選択公園※

都市公園名称	最大 許可面積	最大 設置台数	最低使用料 （年額・非課税）
別表「選択公園」より選択	1台あたり1㎡	各公園1台	1㎡あたり 9,030円

各公園詳細については別表を参照してください。
公園内の設置箇所については別図を参照してください。
※選択公園とは、設置事業者が設置するかどうかを選択できる公園です。
応募申込書提出後の設置事業者の都合による変更（追加又は撤退）は原則として認めません。

２　応募資格要件

次の（１）（２）の要件をすべて満たす法人又は個人に限り、応募することができます。

（１）応募資格要件

① 成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者に該当しないこと。
② 清涼飲料水自動販売機の設置（自らが管理・運営するものに限る）業務について、３年以上の実績を有している者であること。
③ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
④ 国税及び大阪市税（大阪市内に本社・事業所等がない場合には、本社所在地における市町村税)の未納がないこと。
⑤ 暴力団員による不当な行為等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２項に規定する暴力団に該当しないこと。
⑥ 大阪市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定す

る暴力団密接関係者に該当すると認められる者ではないこと。
⑦　大阪市指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
⑧　公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者ではないこと。

（２）欠格要件

次の①から⑦までのいずれにも該当しない者であること。ただし、①から⑥までのいずれかに該当する者であっても、その事実があった後に２年を経過した者は、この限りではありません。

①　本市との契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
②　本市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
③　落札者が本市と契約を締結すること又は本市との契約者が契約を履行することを妨げた者。
④　地方自治法第 234 条の２第１項の規定により本市が実施する監督又は検査にあたり職員の職務の執行を妨げた者。
⑤　正当な理由なく本市との契約を履行しなかった者。
⑥　本市が実施した清涼飲料水自動販売機設置事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行なった者。
⑦　前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後２年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人、その他使用人として使用した者。

※大阪市暴力団排除条例第２条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

⑵暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

⑶暴力団密接関係者　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

※大阪市暴力団排除条例施行規則第３条

条例第２条第３号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする

⑴自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者

⑵暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者

⑶前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者

⑷暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

⑸事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの

ア　事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該 事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ　支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ　営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの

エ　事実上事業者の経営に参加していると認められる者

⑹前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

３　公募条件等

（１）公園施設設置許可及び使用料等

①　設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、公園内で清涼飲料水自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置場所として使用する部分について、都市公園法（昭和 31 年４月 20 日法律第 79 号）第５条の規定に基づき、公園施設設置許可を申請し、許可を受けたうえで使用すること。

②　設置許可の期間

設置許可の期間は**令和９年２月１日から令和 11 年３月 31 日まで**です。

恵美公園については、現在公園整備に伴い改修工事を行っているため、改修工事の完了後、協議のうえ設置開始日を決定する。設置許可の終期は、令和 11 年３月 31 日とする。

公用・公共用としての設置許可の必要性や設置事業者の使用状況等を考慮し、本市が支障ないと判断した場合は、当初本市が設定した公募条件及び公園使用料（応募価格）を変更しないことを前提に、設置許可期間満了の 30 日前までに申請することで、**１回に限り２年間**更新できる。更新後の最長許可期間は４年２か月で、令和 13 年３月 31 日までとする。

更新しない場合は、設置許可期間終了の５カ月前までに書面にて報告すること。

③　公園使用料

本市が設定する最低使用料以上の応募価格のうち、最も高い価格（総額）を年額の公園使用料とする。自動販売機１台につき１㎡と積算するため、１㎡あたりの公園使用料に設置台数を乗じた額を、公園使用料の総額とする。

公園使用料は年度ごとに本市が発行する納入通知書により、本市が指定する期限までに全額納入すること。

※公園使用料は、市公園条例の改正により変更となる場合がある、条例改正後の使用料価格が応募単価を上回る場合は、条例単価を適用する。

④　設置台数及び設置位置

設置台数及び設置位置は、別表及び別図のとおりとするが、周辺の植栽、樹木及び看板等の状況を考慮し、所定の範囲内で位置の調整を提案することを可能とする。

なお、設置許可期間中に設置位置について公園管理上の支障が生じた場合には、移設を求めるので、その指示に従うこと。移設先については、協議事項とする。

また、設置許可期間中に、公園管理上の支障が生じた場合には、一部の本件自動販売機について撤去を求めることがあるので、その指示に従うこと。その場合の公園使用料については協議事項とする。

⑤　その他必要経費等

本件自動販売機の設置、交換及び撤去に要する工事費、電気設備工事費、維持管理費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とする。

また、電気料金は設置事業者の負担とし、直接電気事業者に契約申し込みを行い、電気使用料を支払うこと。

なお、やむを得ない理由がある場合を除き、原則公園施設の受電設備から電気供給を認めないが、公園事務所と協議の上供給を受ける場合は、１台につき月額 3,000 円（税込み）の電気使用料を本市に支払うこと。当該電気使用料は本市が発行する納入通知書により、指定する期日までに納入すること。

⑥　必須条件

本件自動販売機はそれぞれの設置箇所について、次の条件をすべて満たすものとすること。

災害対応型（フリーベンド）であること。

設置事業者は、災害時には避難者に対し自動販売機内の全ての在庫飲料を無償で

提供すること。また、設置事業者への無償提供の指示等については、本市が別途行い無償提供のための機械等の操作については、設置事業者が行うこと。

また、有事に備え、自動販売機内の在庫飲料の無償提供を行うための機械等の操作を円滑に行うことができるよう、設置事業者は定期的に当該自動販売機の保守点検等を実施しなければならない。

⑦ 売上報告書など本市から指示があれば速やかに提出すること。

なお、報告いただいた事項の公表については、あらかじめ同意しているものとする。

（２）設置許可上の制限

① 設置許可の条件を遵守し、公園使用料を確実に納付すること。

② 本募集要項２（１）③にかかる許認可等は、設置許可期間中、継続して有効であること。

③ 本件自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、本市の指示に従うこと。なお公園利用者が多い時間帯は搬出入を行わないこと。

⑤ 販売品目は、飲料品（乳飲料を含む）とし、標準小売価格より高い価格で販売しないこと。

⑥ 販売容器は、缶・ペットボトル等のリサイクル可能な密閉式容器とし、ビン類は販売しないこと。

⑦ 酒類の販売はしないこと。

⑧ 自動販売機１台当たりの面積は１㎡を超えないこと。

（３）維持管理責任

① 商品補充、金銭管理その他自動販売機の維持管理は、設置事業者の責任で行うこと。

また、常に商品の賞味期限に注意し、在庫及び補充を適切かつ迅速に管理すること。

② 原則として本件自動販売機１台につき回収ボックスを 1 個設置すること。回収ボックスは許可面積外に設置でき、設置数は別表に記載の自動販売機の台数とする。

回収ボックス内のごみについては、設置事業者の責任で、少なくとも週１回、適切に回収・処分すること。また、公園事務所から回収の要請があった場合は、できるだけ速やかに回収すること。

公園事務所から回収ボックスの撤去、再設置又は増設を求められた場合は、その指示に従うこと。

③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守し、徹底すること。

④ 本件自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで、地震やいたずら等による転倒防止等の安全策を講じること。なお、インターロッキング、タイル等へのアンカーボルトの打ち込み及び原状復旧については、事前に公園事務所と協議し、指示に従うこと。

⑤ 本件自動販売機には故障時等の連絡先を明記すること。故障、問い合わせ及び苦情には、設置事業者の責任において迅速かつ丁寧に対応すること。また、事故等が発生した場合は、公園事務所に報告すること。

⑥ 天候や自然災害及び窃盗被害等による本件自動販売機の腐食・損傷等のリスクについては設置事業者の負担により対応すること。自動販売機に対する落書き、破損行為等を確認した場合には、警察及び公園事務所に届出を行い、差別落書きについては本市のマニュアル等に従い適切に対応を行うこと。その後、公園事務所の指示に従い、速やかに落書きの除去又は復旧を行うこと。

また、本件自動販売機の修理又は交換を行う際は、公園利用者等の不便とならないよう、公園事務所と協議の上、迅速に行うこと。

（４）損害賠償

設置事業者は、本件自動販売機の設置及び管理にあたり、本市又は第三者に損害を与えたときは、すべて設置事業者の責任においてその損害を賠償してください。

（５）設置工事施工にあたっての届出等

①　施工開始時

設置事業者が設置工事を行う際には、関係各庁の必要な手続きを行い、事前に公園事務所へ設置計画書及び施工図書等施工内容の分かる書類一式（様式任意）を提出し許可を受け、施工の際は公園事務所の指示に従うこと。

②　施工完了時

設置事業者は、設置工事が完了した後、速やかに公園事務所へ設置完了の報告を行うこと。確認については、申請時に提出いただく設置計画書、施工図書等（様式自由）と照合し実施する。

なお、公園事務所職員の確認により、自動販売機の設置状況が、公園事務所の指示なく設計計画書、設計図書等に記載の仕様と異なっていた場合や、施工上問題のあった場合は、是正を求めるので速やかに指示に従うこと。

また、工事施工に伴い自動販売機設置開始時期に遅れが生じた場合の損害は設置事業者が負担するものとし、本市は一切の賠償は行わない。

是正が完了しなければ、商品の販売を開始することはできない。

（６）公園内の電気設備工事（配管・配線等）

公園内での電気設備工事については、電気設備に関する技術基準を定める省令、解釈（通商産業省）、内線規程（社団法人日本電気協会）等の諸法令に基づき施工してください。

① 公園利用者の転倒や感電、ケーブルの切断等事故防止のため、電源ケーブル等が直接触れることがないよう被覆の上、固定する等の施工をすること。転がし配線は認めない。また、電源ケーブル等について、支柱部で露出する場合は金属配線管にて保護の上、金属バンドで固定すること。このほか地中埋設の場合はＦＥＰ管やＰＦ管を使用し保護すること。

② 電線管の地中埋設深さは管底で地表下 700㎜ 以上とし、地表下 300㎜ のところは埋設標識シート（シングル）を布設すること。

③ 自動販売機用引込柱及び自販機本体にはＤ種設置を施すこと。

④ 電源引込柱より負荷側は架空配線としないこと。

⑤ 電源は、原則として、設置事業者において直接関西電力等電気事業者と契約し、単独で直接電源を引き込むこととし、やむを得ない理由がある場合を除き、原則公園施設の受電設備から電気供給を認めない。公園施設の受電装置から電気供給を受ける場合は、事前協議の上、本市の設備設置基準に基づいた設置工事をすること。

⑥ 引込柱または自動販売機に取り付けられる、コンセント及び電力メータは必ずボックス内に収めることとし、取付け位置は公園利用者が容易に触れない高さ（GL2.5m 以上）に設置すること。また、ボックスは鍵取付け可能なものとすること。

引込柱に分電盤等を設置する場合は、盤等の下部が自動販売機設置前地面の高さから2.5m以上の高さになるよう設置するなどの措置を講じること。

（７）公園事務所との協議事項

設置事業者は、次の項目について公園事務所と協議し、その指示に従ってください。

①　使用済容器・ごみの回収に関する事項。

②　本件自動販売機の設置及び商品補充方法等に関する事項（協議の結果、設置台数及び設置場所について、変更を求めることがあります。）。

③ 本件自動販売機の利用者からの苦情、トラブル等の処理に関する事項。

④　事故処理の報告等及び警察等関係先への連絡体制に関する事項。

⑤　災害時（フリーベンド）の飲料無償提供方法に関する事項。

⑥　光熱水費の支払い方法に関する事項。
⑦　その他協議が必要な事項。

（８）原状回復、設置物の承継

①　設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、設置事業者の負担により、速やかに原状回復すること。ただし、本市が特に承認した場合はこの限りではない。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を本市に請求することはできない。また、原状回復時には公園事務所職員の立会により確認、検査を受けること。

②　原状回復については、前号の取扱いを基本とするが、設置物について、現事業者及び次の事業者の交渉により次の事業者へ承継することを妨げない。

なお、その場合の設置物の継承及びそれに要する費用については事業者間での協議のもと決定することとし、継承した設置物については、次の事業者が維持管理および設置前への原状回復費用を負担すること。また、これらの維持管理に関して、引継ぎ事業者間での覚書を３通作成し、うち１通を公園事務所へ提出すること。

（９）その他

本要項に定めのない事項又は施工に関して本市が認めるやむを得ない事由により支障が生じた場合は、公園事務所と設置事業者が協議し、これを取り決めることとします。

４　質疑書の提出及び回答

質問がある場合は、受付期間内に、質疑書（様式第５号）に質問の要旨を簡潔にまとめ、電子メールで送信してください。送信後は、下記の連絡先に電話し、メールが到着していることを必ず確認してください。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は、電話での確認を受け付けません。

応募手続の方法に関する質問を除き、受付期間終了後の質問は受け付けません。

（１）受付期間

令和８年 11 月 24 日（火）から令和８年 12 月４日（金）午後５時まで（必着）

（２）提出先

大阪市建設局大阪城公園事務所
電子メールアドレス：la0151@city.osaka.lg.jp
電話：06-6941-1144

（３）質疑に対する回答

質問に対する回答書は、令和８年 12 月 11 日（金）を目途に、大阪市ホームページに掲載します。回答書は、本募集要項と同様の効力を有します。

なお、意見の表明と解されるものについては、回答しないことがあります。

５　応募申込手続

（１）　申込受付期間

令和８年 11 月 24 日（火）から令和８年 12 月７日（月）まで（必着）

申込書類は配達証明郵便又は簡易書留により郵送してください。電話、電子メール及び持参による提出は受け付けません。

申請書類に不備がある場合、又は受付期間後に到着した場合は失格とします。

（２）　申請書類送付先

〒540－0002

大阪市中央区大阪城３－11

大阪市建設局大阪城公園事務所

（３）提出書類

①　応募申込書（様式第１号）

②　誓約書（様式第２号）

③　印鑑証明書（個人の場合は印鑑登録証明書）

④　法人の場合は登記事項証明書又は履歴事項全部証明書

個人の場合は住民票記載事項証明書又は登録原票記載事項証明書

※③④については、いずれも発行後３カ月以内の原本に限ります。

⑤　定款又は寄付行為（直近のもの）

⑥　国税の納税証明書（その３）及び大阪市税（大阪市内に本社・事業所等がない場合には、本社所在地における市町村税）（個人又は法人等の市民税、固定資産税、都市計画税〔土地・家屋〕）の未納の税額がないことの証明書

※いずれも直近の原本に限ります。

⑦　事業概要

〈法人名義で応募する場合〉

（ア）　会社概要

（イ）　直近３年間の貸借対照表、損益計算書

〈個人名義で応募する場合〉

（ア）　創業日、事業内容、実績等がわかるもの

（イ）　令和７年分の所得税確定申告書の写し

⑧　本要項２の（１）の③にかかる許認可等の免許証の写し

（４）提出書類の返却・不備

提出書類等に不備がある場合は受付を行わず、書類一式を返却します。書類に不足があり、再提出する場合も、提出期限を過ぎているときは受け付けしませんのでご注意ください。

（５）応募資格審査

提出書類の内容によって、応募資格の合否について本市で判断のうえ、後日、応募者あて連絡します。

６　価格提案書の提出及び審査

（１）価格提案書の提出及び審査の日時

令和８年 12 月 24 日（木）

審査（開札）開始時刻：午前 10 時

開場時刻：午前９時 30 分

※上記の時間をもって価格提案書の受付を締め切り、審査を行います。締切後は価格提案書を受け付けませんのでご注意ください。

（２）価格提案書の提出及び審査の場所

大阪市建設局大阪城公園事務所

大阪市中央区大阪城３―11

（３）提出書類等（当日持参するもの）
① 価格提案書（様式第３号）
② 委任状（代理人により応募する場合・様式第４号）
③ 印鑑（代理人により応募する場合は代理人の印鑑）
（４）価格提案書の投函方法
① 応募資格者は、価格提案書に必要事項を記入し、記名押印のうえ、入札箱に投函すること。
② 代理人が応募する場合は、委任状を価格提案書と一緒に入札箱に投函すること。
（５）応募価格の表示
応募価格（総額）は**年額公園使用料（１台＝１㎡あたりの公園施設設置許可使用料に設置台数を乗じた額）及び使用料等明細（価格提案書（様式第３号））**を記入してください。
（６）価格提案書の書き換え等の禁止
応募資格者は、入札箱に投函した価格提案書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできません。
（７）価格提案審査
① 価格提案審査は、価格提案書の投函締め切り後直ちに応募資格者立会いのもとで実施することとする。
② 応募資格者が価格提案審査に立ち会わない場合は、当該価格審査事務に関係のない本市職員が立ち会うこととする。
③ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることはできない。なお、価格提案審査の当日出席しなかった者又は価格提案書提出期限に遅参した者は、棄権とみなす。
（８）価格提案書の無効
次のいずれかに該当するものは、無効とします。
① 最低使用料を下回る価格によるもの。
② 応募参加資格の無い者が価格提案したもの又は権原を有する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。
③ 指定の日時までに提出しなかったもの。
④ 応募資格者の記名押印がないもの。
⑤ 本市が交付した価格提案書を用いないで価格提案したもの。
⑥ 同一物件について応募資格者又はその代理人が２以上の価格提案をしたときは、その全部のもの。
⑦ 同一物件について応募資格者及びその代理人の双方がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの。
⑧ 他の応募資格者の代理人を兼ね、又は２人以上の代理人として価格提案したときにはその全部のもの。
⑨ 応募価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
⑩ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
⑪ 価格提案審査に関し、不正な行為を行った者がしたもの。
⑫ その他価格提案審査に関する条件に違反したもの。
（９）自動販売機設置予定事業者の決定
設置予定事業者は、本市が設定する最低使用料以上の有効な価格提案を行った者のうち、応募価格の総額が最も高い者とします。
応募価格が同額の場合は、設置する公園の数が多い事業者を選定します。
設置予定事業者に決定した事業者には、価格提案審査終了後、引き続き設置許可手続きについて説明をします。
(10) くじによる設置予定事業者の決定

① 最高となるべき同価の価格提案書を投函した者及び設置公園数がすべて同じ事業者が２社以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

② 当該応募資格者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（価格審査事務に関係のない職員）が応募資格者に代わってくじを引き、設置予定事業者を決定する。

(11) 次点者の取扱い

設置予定事業者の決定後、設置許可日までにその事業者の都合により辞退があった場合は、次点の者を繰り上げて決定する場合があります。なお、次点者は本市が設定する最低公園使用料以上の有効な価格提案を行った者とします。

(12) 審査結果の公表

審査結果については、本市のホームページに応札金額及び事業者名、法人・個人の区分を掲載します。

(13) 設置許可申請の手続き

設置予定事業者に決定した者は、**令和９年１月 18 日（月）**までに設置許可申請を行なわなければなりません。

なお、設置許可申請及び設置許可の交付は、応募申込書に記載された名義で行います。

(14) 設置予定事業者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消します。

なお、設置許可日までに設置予定事業者が応募資格を有しないことが判明した場合や本要項に定める条件による設置ができなくなった場合は、設置予定事業者としての決定を取り消し、次点の者を繰り上げて落札者とする場合があります。

① 正当な理由なくして、指定する期日までに設置許可の手続きに応じなかった場合。

② 設置予定事業者が応募者の資格を失った場合。

③ その他設置予定事業者が設置許可の相手方として不適当と認められる場合。

(15) その他

① 設置許可の手続き及び本件自動販売機の設置、移設及び撤去に関する一切の費用については、設置予定事業者の負担とする。

⑫ 本業務に関わって本市に提出された文書は、本市が所有する公文書として情報公開の対象とする。

◎募集に関する問い合わせ先

大阪市建設局大阪城公園事務所
大阪市中央区大阪城３－11
電話：06-6941-1144

７　募集の進め方

募集要項の配布・応募申込書の受付開始
（令和８年 11 月 24 日）

⇩

質疑書の提出期限（令和８年 12 月 4 日）

⇩

応募申込書の提出期限（令和８年 12 月 7 日）

⇩

質疑書の回答期限（令和８年 12 月 11 日）

⇩

価格提案書の提出及び審査・設置予定事業者の決定
（令和８年 12 月 24 日）

⇩

公園施設設置許可申請の手続き（令和９年１月 18 日まで）

⇩

公園施設設置許可証の交付（令和９年１月中）

⇩

設置許可の開始（令和９年２月１日）